

2014年4月18日

報告

4月9日付「柏崎刈羽原発のUPZ 対象自治体における東京電力との安全協定の見直しおよび30キロ圏自治体連携に関する申し入れー函館市の大間原発建設差止訴訟を受けてー」に対する各自治体の回答について

緑の党グリーンズジャパン

共同代表:中山 均(新潟市議会議員)

去る4月3日の函館市の大間原発建設差止訴訟を受け、私たち緑の党は、これが『立地県外の自治体からの訴え』という特殊事情を越えた普遍的問題に対する異議申し立てであると考え、4月9日、柏崎刈羽原発のUPZ 圏自治体に対し、「安全協定の権限強化」「県外を含むUPZ 圏自治体との連携」などを内容とする申し入れ(※1)を行ないました(数紙で報道済み)。

この度、各当該自治体から添付のような回答がありましたので、私たちの意見等と併せ、報道機関並びに当該自治体の皆さまに報告いたします。

<回答状況>

回答をお願いした期限の4月15日現在で、7市町(長岡市、上越市、小千谷市、見附市、十日町市、燕市、出雲崎町)のうち6市町(前記7自治体から十日町を除く)から回答が寄せられました。関係者の対応に感謝します。

<回答に対する意見・コメント>

1. 回答は、総じて私たちの要請の趣旨を全面的に否定するものではなく、それを踏まえた上で、既存の枠組みでの対応や今後の検討の余地を残す内容であると認識します。
2. また、「市町村による原子力安全対策に関する研究会」(以下「研究会」)の枠組みと新潟県による関与が一定の役割を果たしているという認識が示されるとともに、県や立地自治体への配慮と、県内自治体の「研究会」の枠組みの尊重という姿勢もうかがえます。
3. 「県を越えた全国のUPZ自治体との情報交換や連携」について、「重要なこと」であり「研究会を通して全国自治体との情報交換や連携を図って」いくとした回答があった(出雲崎町)ことは評価したいと思います。立地自治体および道府県では、国への働き

かけや国からの情報提供などの枠組みとなる協議会等がありますが、UPZ 自治体間の全国的連携組織はまだありません。国の原子力政策や強力な権限に対し、深刻な被害を受ける可能性のある当事者としての自治体の発言力を高めるためには、県内外の住民や自治体と連携することが必要と考えますので、前向きな取り組みをお願いしたいと考えます。

4. 今回の回答を含め、新潟県および県内各市町村のこれまでの立場や取り組みの経緯には一定の理解ができるものの、下記の点についてさらに検討が必要と考えます。
 - (1) まず始めに、私たちが指摘するまでもなく、福島原発事故では 30km 圏内でも深刻な被害に見舞われ、東京電力や国からの情報も十分ではなく、現在も事故前の生活に戻れない地域も少なくありません。また、福島原発事故被害地域への賠償は、帰還が可能とされた 20 キロ圏外はすでに賠償が打ち切られています。柏崎刈羽原発の総出力は福島原発の 4 倍であり、事故が起きた場合、その被害も福島原発事故よりも大きくなる可能性が高く、30 キロ圏地域は事故直後の避難のみならず、事故後の対応や復旧にあたって相当困難な状況への対応が強いられると言わざるを得ません。
 - (2) そうした課題への対応において、県を媒介にした仕組みや県内市町村全体の「研究会」の枠組みだけで十分か、あるいは当事者として適切な発言の回路や権限を確保すべきか、という点が論点であると考えます。
 - (3) 報道機関の調査等によれば、「新規制基準への適合審査をクリアした場合、再稼働することに賛成か反対か」という問いに対し、刈羽村は「賛成」、柏崎市は「無回答」でした(※2)。新潟県については、泉田知事が一貫して「福島原発事故の検証がなされておらず再稼働の議論ができる段階ではない」としています。県や立地自治体間でもその立場に差があること、今後についても推移は不透明であることを考えれば、「原子力防災に関する高度な専門的知識を有する県」(小千谷市回答)だけではなく、原子力災害の際に深刻な影響を受けうる 30 キロ圏自治体住民の意思が原発の再稼働や設備改変の議論に参加できる枠組みが必要であると考えます。
 - (4) 「研究会」の枠組みは、他県に比較しても踏み込んだ取り組みとして評価できるので、その尊重は理解できます。しかし一方、深刻な被害が及ぶ可能性がある 30 キロ圏自治体には防災計画の義務づけがあり、それにもかかわらず権限が無い状態に置かれていることは大きな問題だと考えます。30 キロ圏自治体が、「研究会」の枠組みを尊重しつつ、原発の運転に対して踏み込んだ関与ができる仕組みは必

要であると考えます。

- (5) また、そもそも県・立地自治体・PAZ 圏自治体が原発の建設・稼働に関与できる法制度上の権限もきわめて限定されており、個別に安全協定で一定の枠組みを定めている状態と言えます。その安全協定においても、再稼働に関して決定的な権限が与えられているわけではありません(※3)。県や立地自治体の権限も、より強化すべきというのが私たちの立場です。30キロ圏内自治体が現行の安全協定上の立地自治体並みの権限を獲得することは、決して実態以上のハードルの高い要望ではなく、むしろそれだけでもなお不十分であると同時に、住民の安全を守るため最低限必要な課題であると考えます。
- (6) 私たちは、PAZ や UPZ の拡大とともに、原発の建設や運転等に対する立地・周辺自治体の意見表明の制度化を国に求めています。UPZ 圏自治体においても、今回要請した安全協定上の権限の問題だけでなく、意見表明の制度化を国に対して働きかけていただきたいと考えます。

※注

1: <http://www.jca.apc.org/nppp/nakayama/20140409UPZmoushiire.pdf>

2: http://www.asahi.com/special/energy/jichitai_enquete.html

3: 原発を含む発電施設の建設に関する立地自治体の関与に関しては明確な制度があるわけではなく、旧電源開発促進法の廃止に伴う H16.9.10 閣議了解「電源開発にかかる地点の指定」において、「地元知事」「地元市町村首長」の「意見を聞く」とあるのみ。大飯原発再稼働の際に地元同意が求められたのは、電力会社の道義的責任と国の政策的判断によるもの。また、新潟県・立地自治体と東京電力の安全協定上も、柏崎刈羽原発の再稼働についての是非の判断の権限の条項は無い。

この文書についての問い合わせは中山まで

携帯:090-1541-4798

メール:nakayama@jca.apc.org